

熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策林業経営安定資金（以下「林業制度資金」という。）の利子補給又は利子助成（次条を除き、以下単に「利子補給」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、市町村が林業制度資金を融資する金融機関等又は林業制度資金の借入れを行う者に対して、別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める利子補給率以上の率で助成を行う場合において、当該市町村に対してその助成に要する経費について予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第3条 前条の規定により市町村に交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表第1に掲げる資金の種類ごとに貸付実行時に適用された補助率を融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に乗じて得た額の合計額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 融資実績書（別記第2号様式）

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

(3) 市町村の利子補給に関する規則等又は市町村と融資機関との間に締結した利子補給契約書の写し

2 知事は、前項に規定する書類のほか必要な書類を求めることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、毎年2月20日とする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）を送付するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の請求をしようとする市町村長は、熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(書類記載事項の変更)

第7条 この要項により、知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

(流用の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、当該補助金を他の用途に流用してはならない。

(補助金交付の取消し等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

- (1)虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2)第7条及び第8条の規定に違反したとき。

2 知事は、融資機関が新型コロナウイルス対策林業経営安定融通措置要項の規定に違反して運用したと認められた場合は、前項の規定に準じ市町村長に対して応分の措置を行う。

(加算金及び延滞金)

第10条 前条の規定による処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 市町村長は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(雑 則)

第11条 この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)3月19日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
1 新型コロナウイルス対策林業経営安定資金	新型コロナウイルス対策林業経営安定資金 融通措置要項別表1の市町村利子補給等率 の欄に定める率